

訴えの提起について

上記の議案を提出する。

平成 31 年 3 月 15 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定による。

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

記

1 訴えの目的

立川市立小学校における給食による集団食中毒に係る損害賠償請求

2 訴えの方法

弁護士を訴訟代理人とする訴え

3 訴えの相手方

姫路市白浜町字万代新開甲 912 番地の 8

株式会社東海屋 代表取締役 田 中 健 二

4 事件の概要及び処理方針

平成 29 年 2 月 17 日に立川市立小学校 7 校の児童及び教職員に嘔吐、下痢、腹痛等の症状が発症した。集団食中毒の可能性があるため、翌日、多摩立川保健所による調査及び検査が開始された。同月 24 日に、複数の児童及び教職員からノロウイルスが検出されたこと等から、立川市学校給食共同調理場が調理し、及び提供した給食を原因とする集団食中毒であると断定され、同月 28 日に、同月 16 日の給食の親子丼に使用されたキザミのりが原因であることが判明した。

立川市は、この集団食中毒による給食の提供停止に伴い生じた損害について、集団食中毒の原因となったキザミのりの製造者である上記相手方に対し、損害賠償金 10,219,611 円の支払いを求め、示談交渉をしてきたが、双方の見解に大きな隔たりがあり、交渉による進展が望めない状況である。

よって、立川市は、この事件の早期解決を図るため、上記相手方に対し、損害賠償金 10,219,611 円の支払いを求めて訴えを提起するものである。

なお、訴えの提起の後において、上記訴えの目的を達成するため特に必要がある場合には、訴えの変更又は訴訟上の和解をすることができるものとする。